

大阪狭山市地域ポイント発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及び物価の高騰の影響を受けている市民並びに大阪狭山市（以下「市」という。）内の事業者に対し、予算の範囲内で地域ポイント発行事業を実施することにより、市民生活の経済的な負担を緩和するとともに、消費促進による地域経済の活性化を図り、市内事業者を支援することを目的とする。

(発行者等)

第2条 地域ポイントの発行及び管理は、市が行う。

2 地域ポイントの運用については、市が指定する地域通貨プラットフォームサービス「chiiica」にて行うものとする。

(交付対象者)

第3条 地域ポイントの交付対象者は、令和4年7月1日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者、同月2日から令和5年1月20日までの間に市の住民基本台帳に記録された者及び別記に掲げる者とする。

(地域ポイントの名称及び価値)

第4条 地域ポイントの名称は、さやりんポイント（以下「ポイント」という。）とし、その価値は1ポイント当たり1円とする。

(ポイントの交付等)

第5条 市は、QRコード入りのカードに5,000ポイントをチャージし、簡易書留郵便又はゆうパックにより交付対象者に交付するものとする。

2 ポイントの交付は、1人1回までとする。

(有効期限)

第6条 ポイントの有効期限は、市長が別に定める。

(ポイントの使用)

第7条 ポイントは、次条第2項の規定に基づき登録された加盟店（以下「加盟店」

という。)においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ポイントを使用することができないものとする。

(1) 国又は地方公共団体への支払い

(2) 次のいずれかに該当する取引の対価の支払い

ア 出資、債務の弁済等の消費にあたるもの

イ 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの

ウ たばこ

エ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い

オ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）その他不動産に係る支払い

カ 現金との換金

キ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等

ク 特定の宗教又は政治活動団体と関わるもの、その他公序良俗に反するものに係る支払い

ケ その他市長がポイントの使用として、適当でないとして別に定めるもの

3 加盟店は、ポイントを使用する者（以下「使用者」という。）がポイントを商品、サービス等（以下「商品等」という。）に引き換える場合には、当該ポイントを現金と同様に取り扱うものとする。ただし、使用者は、ポイントを現金に交換することはできない。

4 加盟店は、ポイントと商品等の引換えに際しては、使用者に対し、釣銭を支払わないものとする。

（加盟店の登録等）

第8条 加盟店は、市内に所在し、かつ、営業している店舗等で次のいずれにも該当しない店舗であることとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うもの

(2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや、公序良俗に反する事業・営業を行って

いるもの

(3) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当するもの

(4) その他市長が加盟店として適当でないとして別に定めるもの

2 市長は、ポイントを取り扱う事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該事業者に加盟店の証として別に定めるポスター等を交付するものとする。

3 市内の商工会、事業協同組合等は、その構成員である事業者に代わって、前項の応募をすることができる。

（ポイントの換金）

第9条 加盟店が商品等と引き換えたポイントの換金方法については、市長が別に定めるところによる。

（事業の委託）

第10条 市長は、地域ポイント発行事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認める事業者に委託することができる。

（禁止事項）

第11条 何人もポイントを偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか地域ポイント発行事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記（第3条関係）

令和4年7月1日時点でいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所、一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者にあつては、当該入所者の親族等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であつて、当該親族等と生計を別にしている場合を含む。）及びその同伴者であつて、市にその住民票を移していないもので、次に掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を令和4年12月28日までに市に申し出たもの

- (1) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく保護命令が出されていること。
- (2) 婦人相談所から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関その他関係機関等と連携して被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）が発行した確認書等及び親族等からの暴力を理由に婦人相談所、一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対して婦人相談所から発行される配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
- (3) 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。